



## 令和6年度 奈良県会計年度任用職員（臨床心理士）募集案内

奈良県精神保健福祉センターでは、依存症・自殺対策業務に従事する会計年度任用職員（臨床心理士）を募集します。

受付期間 随時（採用予定人数に達し次第終了）

※募集に関する問い合わせ及び応募先は、  
奈良県精神保健福祉センター

〒633-0062 桜井市栗殿1000

電話 0744-47-2251

（ダイヤルイン）

選考実施日 応募者と調整のうえ決定

### 1 応募の概要

採用職種 (会計年度任用職員)	勤務地	採用予定 人員	職務内容
臨床心理士 (フルタイム週5日)	奈良県精神保健 福祉センター (桜井市)	1名	依存症・自殺対策業務等に従事 します。

### 2 応募資格

次の要件を全て満たすこと

- 臨床心理士の資格を有し、実務経験を3年以上有すること
- パソコン操作（ワード、エクセル等）ができること
- 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しないこと
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 任用根拠及び職務内容

地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員として、依存症・自殺対策業務等に従事していただきます。職務内容の一例は次のとおりです。

（職務内容例）

- 自殺予防相談、自死遺族相談、ゲートキーパー養成者支援に関する業務
- 薬物依存症者治療・回復プログラム、個別並びに集団指導等に関する業務

- 精神保健福祉相談に関する業務
- 依存症・自殺対策研修に関する業務

など

#### 4 任期

原則として採用日から令和7年3月31日まで

※採用後、原則として1月間は条件付採用期間です。

(ただし、採用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日達するまで延長し、条件付採用期間とします。)

※任期満了後については、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用される場合があります。ただし、年度を超えた再度の任用は2回(連続する3会計年度)に限ります。

#### 5 勤務条件等

勤務場所	奈良県精神保健福祉センター(桜井市)
勤務時間	原則 8時30分～17時15分の7時間45分 休憩時間(原則) 12時～13時(60分)
超過勤務	原則なし (ただし、臨時又は緊急の場合は超過勤務を命じることがあります。)
休日	原則 土曜日、日曜日、祝日、12/29～翌年1/3
給与	給料月額 166,600～213,200円 ※経験年数等を加味して上記の範囲内で決定します。 ※上記の他、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます(期末手当・勤勉手当は、基準日(6/1・12/1)における任期が6ヶ月未満の場合には支給されません)。
社会保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険 (地方職員共済組合の適用となります。)</li> <li>・厚生年金保険 (日本年金機構の適用となりますが、採用から12ヶ月を経過し、一定の要件を満たした場合は地方職員共済組合の長期給付の適用となります。)</li> <li>・雇用保険 (一定条件下で6月を超えて勤務した場合、職員の退職手当に関する条例が適用され、雇用保険は適用除外となります。)</li> <li>・災害補償 (勤務場所や勤務期間等に応じて、労災保険、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、地方公務員災害補償基金のいずれかにより補償されます。)</li> </ul>
服務規律	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であることから、地方公務員法に

	<p>ある以下の規定が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する義務</li> <li>・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務</li> <li>・信用失墜行為の禁止</li> <li>・秘密を守る義務</li> <li>・職務に専念する義務</li> <li>・政治的行為の制限</li> <li>・争議行為等の禁止</li> <li>・営利企業等の従事制限</li> </ul>
--	---

## 6 選考方法

応募者に対して面接審査を行います。採用は、一定の基準点を満たした応募者を合格者とし、採用します。

## 7 面接日時・場所・選考内容

日 時	応募者と調整のうえ決定
場 所	奈良県精神保健福祉センター（桜井市粟殿1000）
選考内容	書類選考、面接

## 8 応募手続

### （1）申込方法

「令和6年度奈良県会計年度任用職員（臨床心理士）応募申込書（兼履歴書）」及び「臨床心理士資格登録証明書（写し）」を奈良県精神保健福祉センターまで直接持参又は書留など確実な方法で郵送してください。

※直接持参の場合の受付時間は、9時～17時です。

※郵送の場合は、封筒の表に必ず「奈良県会計年度任用職員選考<臨床心理士>応募」と朱書きしてください。

※身体に障がいがある場合など、面接会場において配慮を必要とする場合は、申込みの際に奈良県精神保健福祉センターまでご連絡ください。

### （2）合格発表

受験者全員に合否通知を郵送します。

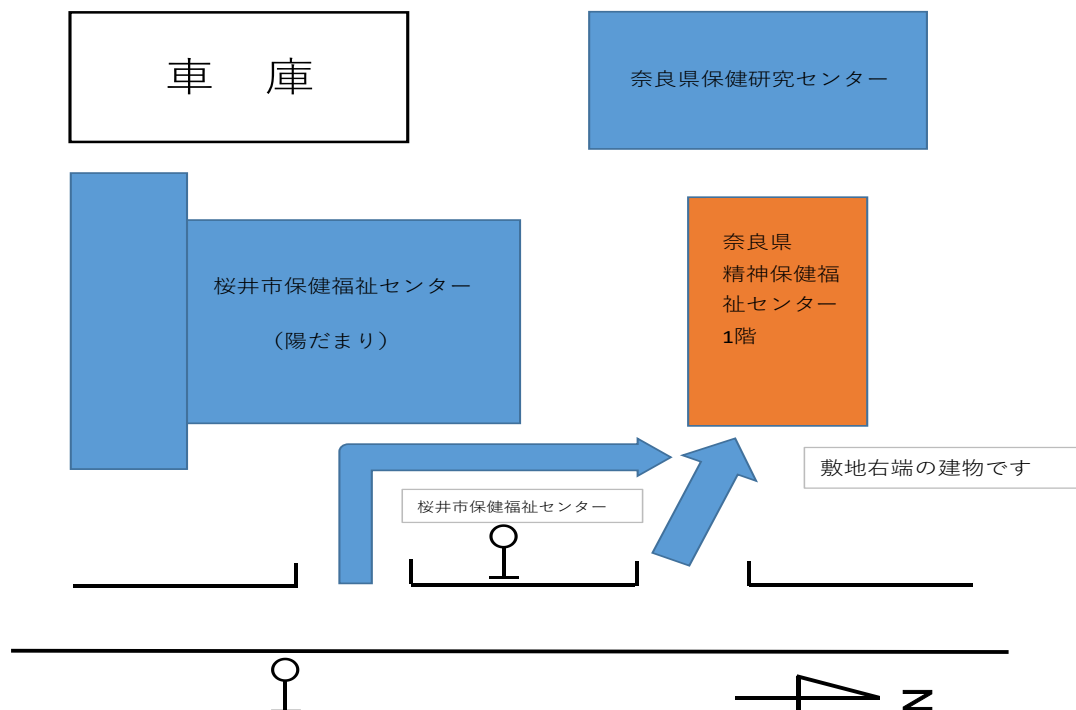
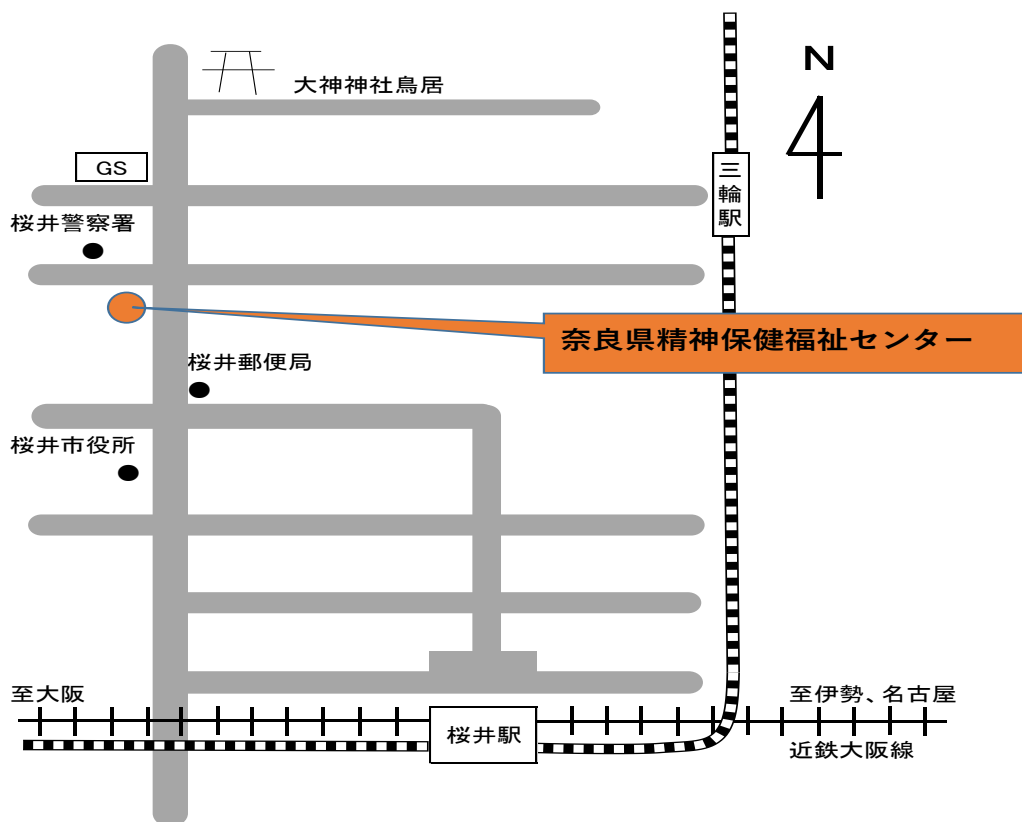
### （3）注意事項

（ア）提出書類の記載事項に不正があると選考が無効となる場合があります。

（イ）応募者に係る個人情報については適切に管理し、本件以外には一切使用しません。

なお、応募書類は返却しません。当方の責任にて処分します。

○選考会場の位置図



J R ・ 近 鉄 桜井駅から

徒歩 約 15 分

バス 約 4 分 (桜井駅前北口 天理方面行き 「桜井市保健福祉センター」下車)




資格・免許（取得年も併せて記載してください）

年	月		
			通勤可能時間
			約 時間 分

志望の動機・特技・趣味・アピールポイントなど

私は、次の各号のいずれにも該当していません。

また、申込書に記載した内容は全て事実と相違ありません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 2 奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

令和 年 月 日 氏 名（自署）

☆応募申込書記入要領を参考にして、黒のインク又はボールペンで記入してください。

## 応募申込書記入要領

- 1 すべての欄に、正しく記入してください。記載事項に不正があると、採用される資格を失うことがあります。
- 2 黒のインク又はボールペンでもれなく記入してください。数字は算用数字を用い、ふりがなはひらがなで記入してください。
- 3 勤務先欄には、現在就労している勤務先を記入してください。現在就労していない場合は記入する必要はありません。
- 4 学歴欄の学校名は最終学校とその前2つを、学部・学科は専攻科まで詳細に記入してください。また、学位がある場合には、その学位と学位論文名を併せて記入してください。

(記入例)

平成15	3	〇〇県立〇〇高等学校 卒業
平成19	3	□□大学□□学部□□学科 卒業
平成21	3	△△大学大学院△△専攻科 修了

- 5 職歴欄は、今までのいっさいの職歴（自営業は含み、短期のアルバイトは除く。）について職歴順に職務内容や退職理由を含めて詳細に記入してください。また、欄が不足する場合は、別紙（様式任意）を添付してください。

(記入例)

平成21	4	〇〇株式会社 入社 庶務及び経理業務・電話対応業務等に従事
平成25	3	出産のため退職
平成27	4	△△市役所△△課 臨時職員 窓口業務に従事
平成29	9	一身上の都合により退職
平成30	1	□□クリニック 受付業務に従事
平成30	9	会社都合により退職
平成31	4	◇◇株式会社 入社 営業支援事務に従事
		現在に至る

- 6 記入不足がある場合は、受付をしない場合があります。（郵送の場合は返送します。したがって、そのために、申込締切日に間に合わなくても当方では責任を負いかねます。）
- 7 志望の動機・特技・趣味・アピールポイントなど、様式内で書き切れない場合は別紙作成のうえ、ご提出してください。（様式任意）